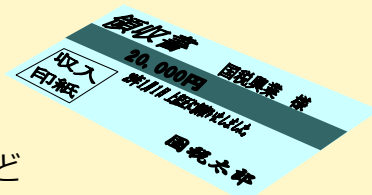


はじめませんか、書類の**スキャナ**保存!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている書類は、一定の要件の下で、紙のままではなくスキャナで読み取った電子データの形式で保存することができます。

✓ 対象となる書類は？

- ◆ 取引相手から受け取った書類
 - ◆ 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
- (例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書 など



✓ 「スキャナ」とは？

- ◆ 書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの
 - 解像度：200dpi（A4サイズで約 387 万画素相当）以上による読み取りができること
 - 色調：カラー画像※による読み取りができること
- ※ 資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像でも可

スマホ
や
デジカメ
もOK!

✓ 必要な手続は？

- ◆ スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続は、原則（※）**必要ありません。**

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。また、スキャナ保存は書類の種類ごとに行うことができます。

※ 過去分重要書類（裏面参照）のスキャナ保存には、届出書を提出する必要があります。

- ◆ 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達や Q & A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】

に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で 検索



国税庁

令和3年11月



スキャナ保存を行うための要件は？

書類の区分	重要書類	一般書類
	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
	(例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	(例) 見積書、注文書、検収書 など

入 力 期 間 の 制 限	【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね 7 営業日以内)に行うこと 【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(最長 2 か月以内)を経過した後、速やか(おおむね 7 営業日以内)に行うこと ※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る	
		【適時入力方式】 適時に入力 (注)
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	(1) 解像度が 200 d p i 相当以上であること (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上(24 ビットカラー)であること	(2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)
タイムスタンプの付与	入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ※ 入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる	
読 取 情 報 の 保 存	読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要	
		大きさに関する情報の保存は不要 (注)
バージョン管理	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること	
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
帳簿との相互関連性の確保	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	
見読可能装置の備付け等	(1) 14 インチ(映像面の最大径が 35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること (2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること イ 整然とした形式 □ 当該国税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力することが可能 ニ 4 ポイントの大きさの文字を認識できる	白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)
電子計算機処理システムの概要書の備付け	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること	
検索機能の確保	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2 以上の任意の記録項目を組み合わせでの検索 ※ 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、(2)及び(3)の要件は不要	

(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

【過去分重要書類の取扱い】

スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領をした重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した適用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存をすることができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

上記は、令和 4 年 1 月 1 日以後にスキャナ保存を行う場合の要件になります。